

## 通信傍受の適正担保方策としての第三者機関の設置

### 1 通信傍受の適正担保方策として第三者機関を設置するものとする。

通信傍受の不適正な実施を防止し、通信の秘密及び個人のプライバシーを守るために、捜査機関から独立した第三者によって構成される監視機関が、捜査機関による傍受の状況、傍受装置及び傍受した通信の記録等を監視・検査することとする。

### 2 考えられる第三者機関の構成・職務はつぎのようなものである。

#### (1) 組織の構成・構成員等

内閣府内に設置し、都道府県ごとに設置する。

法律家（弁護士）、技術者、有識者等が第三者機関のメンバーとなる。

#### (2) 第三者機関の職務

- ・通信傍受記録等を確認し通信傍受が適正に行われているか確認
- ・必要に応じて、傍受時の様子、傍受内容等を視察
- ・通信傍受に使用する機器、暗号鍵の管理等の確認
- ・不相当な運用等がある場合は、内閣総理大臣に対する意見具申等

## 【第三者機関の設置が検討されるべき理由】

### 第三者機関設置の必要性

#### (1) 通信傍受によるプライバシー侵害の可能性が増えること

通信傍受については、対象犯罪の拡大、立会い、封印等の手続の合理化等が検討されている。

仮に、対象犯罪の拡大等がなされることになると、今まで以上に通信の秘密や個人のプライバシーが侵害される危険性がある。立会いをなくすと、通信傍受が適正に実施されているか 第三者の目による監視の必要性が高まる。

#### (2) 不服申立て制度の実効性がないこと

現行法でも、不服申立て制度が用意されている。

しかし、傍受された通信の相手方に対してはその氏名等が判明しなければ傍受が行われたことの通知すらされず、被疑者についても通知の到達は確保されておらず、不服申立ての機会が十分に保障されているとはいえない。また、傍受が行われたことの通知を受けた者にとっても、既に実施された傍受について不服申立てをする実益は乏しいことなどに照らすと、不服申立て制度によって、通信傍受の不適正な実施が有効に防止されているということはいえない。

通信が傍受されていても傍受された事実を確知できないので、プライバシーを実際に侵害された者からの不服申立ては事実上困難であり、裁判で証拠として提出されることは少ないため、裁判等により手続の適法性を検証することも困難である。

そこで、通信傍受が適正に行われているのか第三者機関を設置して監視等する必要性が高い。

#### 考えられる第三者機関の構成・職務等

第三者機関の中立的な役割及び専門性（法律面・技術面）が要求されることから、第三者機関の構成メンバーは次のとおりとすることが考えられる。組織としては内閣府に設置し、各都道府県ごとに数名の委員で構成される組織を設置することが考えられる。

職務については、通信傍受記録を事後的に検証するだけでなく、随時必要な監視等ができるようにした上で、不適正な運用等があった場合には、内閣総理大臣に対する意見具申等を行えることとすることが考えられる。

#### （１）構成員等

法律家（弁護士）、技術者、有識者等が第三者機関のメンバーとなる。

#### （２）第三者機関の職務

- ・通信傍受記録等を確認し通信傍受が適正に行われているか確認
- ・必要に応じて、傍受時の様子、傍受内容等を視察

- ・通信傍受に使用する機器，暗号鍵の管理等の確認
- ・不適正な運用等がある場合は，内閣総理大臣に対する意見具申等を行う

(3) 第三者機関として参考となるイメージ

) マイナンバー法案の「個人番号情報保護委員会」

主な業務・権限

- ・特定個人情報の取扱いの監視・監督
- ・内閣総理大臣に対する意見具申
- ・特定個人情報の取扱いに関する苦情の処理
- ・特定個人情報保護評価のための指針の作成，公表
- ・情報提供ネットワークシステム及びその他の機関と接続する部分の監査
- ・特定個人情報保護評価の実施に関する助言，報告書の承認

) 「刑事施設視察委員会」( 刑事収容施設法7条～10条)

主な業務・権限

- ・刑事施設を視察し，その運営に関し，刑事施設の長に意見を述べる
- ・刑事施設の長は，刑事施設の運営の状況について，法務省令で定めるところにより，定期的に，又は必要に応じて，委員会に対して，情報提供する

活動状況等

[http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08\\_00038.html](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00038.html)

「留置施設視察委員会」( 刑事収容施設法20条) も同様。

以上